

議第116号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第1号ク中「の学部」を「（短期大学を除く。）」に改める。

別表第4第2項第7号ア中「卒業した者」の右に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第6第2項第2号オ中「学校教育法の規定による」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同号カ（ア）中「の学部」を削り、「卒業した者」の右に「（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同号カ（イ）中「の学部」を削る。

別表第7第2項第8号エ中「の学部」を「（短期大学を除く。オにおいて同じ。）」に改め、同号オ中「の学部」を削り、同号ケ中「学校教育法の規定による小学校」を「教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

別表第8第2項第6号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において、」に改める。

別表第12第2項第5号中「学校教育法の規定による大学」の右に「（短期大学を除く。以下この号において同じ。）」を加え、「の学部」を削る。

別表第13第1項第6号エ中「学校教育法の規定による大学」の右に「（短期大学を除く。エにおいて同じ。）」を加え、「の学部」を削り、同号ク中「学校教育法の規定による」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。